

外国人就労・定着支援研修事業に関するご質問について

平成27年2月13日
厚生労働省派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課

通番	該当頁	該当項目	質問	回答案
1	入札実施要項別紙4	従来の実施状況に関する情報の開示(別紙4)	平成26年度の通訳の欄が空白になっていますが、これはどういう意味ですか？	実施中という意味となります。
2	仕様書4頁	II (3) 実施対象者数・コース当たりの定員設定	説明会において、受講対象者はハローワークに来所するので、受託者は受講者確保について懸念することはない旨説明がりましたが、受講対象者は4,000名以上いるのでしょうか。	平成25年度に実施した日系人就業準備研修においては日系人を中心に研修を実施することとして、3,155人の受講者を集めているところです。(平成26年度の実績については取りまとめ中) 平成27年度からは、研修対象を広げることにより、今まで日系人中心の受講呼びかけだったところを、他の国籍の者にも受講呼びかけをしやすくなること、定住外国人を対象とすることを勘案して、今まで研修を実施していない地域においても研修を実施することとして研修実施地域を広げることから、相当数の受講対象者がいるのではないかと考えております。
3	仕様書5頁	II (3) 実施対象者数・コース当たりの定員設定	受講者の定義は何か提示してください。公共職業安定所長が認める方が全員受講するのでしょうか。そうでない場合、過去3年間で受講に至らなかった割合はどのくらいでしょうか。	受講者とは、「研修を受講した者」をいいます。 応募者のうち、受講に至らなかった者の割合は以下の通りです。 ・平成23年度 27% ・平成24年度 32% ・平成25年度 35%
4	仕様書5頁	II (4) 開催場所	2以上の地域を1か所に集約して研修コースを行う場合、通学時間や、市と市の距離等、なにか条件(または目安)がありますか？	条件は設けておりません。 過去の実績を「外国人就労・定着支援研修事業民間競争入札実施要項」別紙4別添2に記載しておりますのでご参照ください。
5	仕様書5頁	II (4) 開催場所	どの地域でどのコースを開講するかは、その地域の受講生の日本語レベルやニーズに応じて、設定することでしょうか？その場合、応募があるまで受講生のレベルやニーズが解らないので、結局は、すべての地域で、すべてのコースに対応できるようにしておかなければならないということでしょうか？	研修の企画については、各都道府県労働局及び各ハローワークと連携し、円滑な運営に努める旨を仕様書上規定しております(仕様書P11(10)部分参照)
6	仕様書6頁	II (7) 講師の手配	「ア 日本語教育を担当する者」の「日四年生大学卒業以上の学歴であって日本語教育専攻/副専攻の者、日本語講師養成講座修了者、日本語教育能力検定試験合格者のうち、～」とある「、」については、「又は」という理解でよいですか。	貴見のとおりです。
7	仕様書6頁	II (7) 講師の手配	通訳者の数は不問とありますが、受講者が講義等を理解するための通訳者の配置基準はあるのでしょうか。	通訳者の配置人数につきましては、受託者の創意工夫によることと考えておりますので、特段の基準等は設けておりません。
8	仕様書7頁	II (8) 周知リーフレット等	「事前に研修周知用のリーフレットやポスターを作成し、遅くとも各ハローワークへ募集開始の1週間までに届くように手配するとともに…」とありますが、ここでいうリーフレットは別添8ポスター・パンフレット配布実績にあるパンフレットを指すのでしょうか。	貴見のとおりです。
9	仕様書7頁	II (8) 周知リーフレット等	webページを作成、サイトをオープンした日以降、研修への問い合わせに回答する社員が常駐する必要がありますか。その場合の常駐社員は、研修にて求められている通訳補助員の言語の数だけ必要ですか。	特に規定はしていませんが、HPの内容についての問い合わせがなされた場合は、適切な対応をお願いいたします。 なお、ご参考に、本年度の委託事業者の開設HPは、日本語版の他、英語・ポルトガル語の翻訳がされております。
10	仕様書7頁	II (9) テキスト	「適宜受講者に応じた言語に翻訳し、…」とありますが、基本コースの教材はどこまで翻訳する必要がありますでしょうか。	教材の翻訳につきましては、受託者の創意工夫によることと考えておりますので、特段の基準等は設けておりません。
11	仕様書7頁	II (9) テキスト	過去に作成されたテキスト等の制作物は閲覧できますか？	現在使用されているテキストは、市販のもの以外はすべて受託者が自主財源で開発したテキスト(未出版)のため、現段階で当方よりお見せすることは控えさせていただきます。
12	仕様書7頁	II (9) テキスト	過去に作成されたテキスト等の制作物を必要に応じて授業で使用することはできますか？	上記同様、市販のもの以外のテキストについては、現在の受託者との調整となります。
13	仕様書8頁	II (14) 全国均質な研修水準の確保及び現地連絡・調整担当者の配置	地域担当者の事務所を東京都・名古屋・大阪府に置き、現地調査員を授業の開講時などその都度派遣することは可能ですか。	現地調整員は各研修実施地域で必要となる各種調整等を行う役割なので、所要事項を速やかに調整する観点から、各研修実施地域に配置することを原則としておりますが、各法人の実施体制を踏まえ、地域によっては派遣して対応することも可能と考えております。 最終的には企画書の内容を踏まえて個別に判断させていただくこととなりますが、目安として、各都道府県単位の配置を行うことは必要ではないかと考えております。 なお、平成26年度については、研修を実施している全ての都道府県に配置されておりますが、同一の現地調査員が複数の市町村を担当することは認めております。
14	仕様書9頁	3. (4) 委託契約の減額	中退者は就職、再就職、病気・怪我、帰国による理由でも中退者となるのでしょうか。また、受講申込を行い、1度も研修に出席しない者も中退者となるのでしょうか。	就職、再就職の場合は(減額の対象となる)中退者とはなりません。一度も研修に出席しない者、病気・怪我、帰国については、受託者から事情を聴取した上で、判断したいと考えています。
15	仕様書9頁	3. (4) 委託契約の減額	中退率の減額規定について、目標数を上回った際の増額規定はあるのでしょうか。	ありません。
16	仕様書別紙1	外国人就労・定着支援研修モデルカリキュラム	各コースのコース数が提示されていますが、全体で190コースとなっています。基準となる240コースの内訳を明示していただけますでしょうか。	別紙1の内容はあくまでモデルコースであり、コース数は26年度の実績を参考までに記載しています。コース数の内訳については、受託者決定後委託者と打ち合わせの上で決定します。
17	仕様書別紙1	外国人就労・定着支援研修モデルカリキュラム	各コースの時間数は、モデルカリキュラムで示された時間を最小時間数と考えればよいのでしょうか。	モデルカリキュラムは26年度の実績を参考までに記載しています。各コースの時間数については、受託者の創意工夫により増減あっても構いません。
18	仕様書別紙1	外国人就労・定着支援研修モデルカリキュラム	専門コースの到達目標にある、「職業訓練校への入校に繋げる」の職業訓練校とは、具体的に何を指していますか？民間の学校も含みますか？	専門コース(職業訓練準備コース)の職業訓練については、公共職業訓練、求職者支援訓練を指します。
19	経理	入札説明書	入札書に記入する金額は2年間の所用経費の合計金額と了解しておりますが、念の為確認させてください。	貴見のとおりです。
20	経理	入札説明書	競争参加資格確認関係書類について、学校法人で入札参加する場合、厚生年金保険等の保険料の領収書の写しに代えて、日本私立学校振興・共済事業団共済事業本部の発行する掛金・児童手当拠出金納付確認書(2年分証明)でよろしいでしょうか。また学校数が全国に70校ありますが、都内でメインとなる学校のみを証明でよろしいでしょうか。	前段はそうに取り扱っていただいて構いません。 後段につきましては、学校法人単位で考えた場合に、70法人となるということをごまじら、入札説明書3(10)③に記載されておりますとおり全ての入札参加グループが要件を満たすこととなりますので、証明もそれぞれ必要となります。そうでなければ代表となる学校の証明のみで構いません。
21	経理	入札説明書	暴力団員関係の「誓約書」に添付する資料の役員に関して、「生年月日」及び「その資料」を要求されていますが、学校法人の場合、役員とは、理事長のみで資料も理事長のものだけでよいですか。役員の氏名・生年月日を証する書面は、運転免許証等公的書類以外で代替できる書類はありますか。	公的書類以外では、入札説明書に添付しております別紙4の参考様式を網羅した内容の書類を提出いただくことも可としております。
22	その他	その他	パブリックコメントの結果は公開されていますか？	任意のパブリックコメントですので公開してはおりませんが、内容に影響する意見はありませんでした。